

第3部 前期実践計画

施策の体系

まちの将来像

「このまちが、いい。」
わたしたちの誇り
宇美

基本目標

施策

基本目標 1

みんなで「子どもの育ち」を応援し
生涯にわたって「学び」を楽しむ
『笑顔』をうみだすまち

- 1-1 子育て支援の充実
- 1-2 学校教育の充実
- 1-3 生涯にわたる学びの推進
- 1-4 スポーツ・文化活動の推進
- 1-5 子どもの健全育成

基本目標 2

支えあい「いきいき」と暮らし続ける
『元気』をうみだすまち

- 2-1 地域で支えあう福祉環境の充実
- 2-2 いつまでも健康でいきいきと暮らせるまちづくり

基本目標 3

災害に強く誰もが「安全」に暮らせる
『安心』をうみだすまち

- 3-1 災害に強いまちづくりの推進
- 3-2 防犯・交通安全対策の推進

基本目標 4

豊かな自然環境と調和した
『心地よい暮らし』をうみだすまち

- 4-1 安全で快適な道路環境の整備
- 4-2 地域公共交通の充実
- 4-3 環境にやさしいまちの実現
- 4-4 自然環境の保全と生活環境の向上
- 4-5 土地利用と公園の整備
- 4-6 上・下水道の整備

基本目標 5

地域の特性を活かした
『活気ある産業と交流』をうみだすまち

- 5-1 地域経済の活性化
- 5-2 農業の振興

基本目標 6

町民と行政がパートナーとなり共働で
『まちの魅力』をうみだすまち

- 6-1 まちの魅力向上
- 6-2 共働のまちづくりの推進
- 6-3 人権の尊重と男女共同参画の推進
- 6-4 持続可能な行財政運営

施策

基本目標の実現に向けて実施する施策です。

1-1 子育て支援の充実

現 状

出産・子育て支援

- 妊娠期から子育て期は、親にとって、子どもが成長発達する喜びも大きい一方、悩みや不安が多くなる時期です。さらに、コロナ禍や核家族化の進展等により、子育て世代が孤立しやすい状況になっています。特に、産後間もない時期の孤立を防ぐ、子育て支援が必要となっています。
 - 「子育て世代包括支援センター[※]」、「こども療育センター すくすく[※]」、「子育て支援センター ゆうゆう」において、専門スタッフ等が、妊娠や子育ての相談を行っています。施設から遠い地域があり、身近な場所でも相談できる体制が求められています。
- また、各施設への来所が難しい保護者や非対面を望む保護者からの相談方法は、電話のみであり、相談体制の充実が必要です。

成長に必要な教育の継続

- 保護者の就労状況の多様化等により保育需要の増加、延長保育や一時保育等のニーズが続くことが予想されます。
- こども教育総合支援センター、町立保育園等、老朽化が進んでいる子育て支援施設があります。

課 題

- 産後間もない時期の保護者が相談できる場所について、更に周知を図る必要があります。
- 赤ちゃん訪問や乳幼児健診等の母子保健の取組と子育て支援を行う児童福祉の取組を一体化させた相談体制の整備が必要です。
- 家庭から身近な相談場所の拡充や SNS 等、時間や場所を問わない相談方法の整備が必要です。
- 自我や主体性の芽生え、他者との関わり、基本的な生きる力の獲得等、乳幼児期に必要な教育が途切れることがないよう保育施設・幼稚園と小学校の連携が必要です。
- 保育需要の増加や保護者の就労状況の多様化に応える多様な教育・保育サービスが必要です。
- より良い子育て環境を作るために、施設の維持管理や環境整備が必要です。

現状

宇美町のこれまでの取組や現状です。

課題

解決することが必要な課題を記載しています。

施策の方向性

「課題」を解決し、宇美町が前期の4年間で取り組む施策の方向性を記載しています。

施策の方向性

1 子育てに関する相談体制の強化と関係機関との連携

- 子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）を包含した新たな機能をもつこども家庭センターを整備します。
- 妊娠届から妊婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援を行うためのマネジメント等を行い、児童虐待の未然防止・予防対策、ヤングケアラー[※]等、関係機関と連携しながら迅速で適切な問題の解決を図ります。

2 地域子ども・子育て支援事業の充実

- 妊婦や未就学児の保護者等、子育てに関わる方が気軽に集えて相談でき、より多くの方が利用できる居場所として「子育て支援センター ゆうゆう」の充実を図ります。
- 子どもを預けたり預かるためのファミリーサポート事業、病気で子どもを預ける病児保育事業等、子育ての孤立化を防ぎ、地域で子育て支援ができる体制の充実を図ります。
- 町内保育・幼稚園施設等と連携し、小学校区単位での相談できる場所を整備します。
- 子育て応援アプリ[※]「うみにょん」を有効に活用し情報発信の充実と相談体制を構築します。
- 幼児期の成長に必要な教育が途切れることがないよう、町内の保育施設・幼稚園と小学校の連携を強化し、安心して小学校生活をスタートできるよう、児童と園児の交流等を推進します。

3 多様な就学前教育・保育サービスの提供

- 就労状況の多様化に対応するため、延長保育事業や一時保育事業を実施します。
- 町立図書館と連携し、絵本の貸出しや読み聞かせ等の読書活動を推進します。
- 保育士が働きやすい環境を整備し、保育士確保に努め、待機児童「0人」の継続を目指します。

4 子育て支援施設的环境維持

- より良い子育て支援環境を作るために、子育て支援施設の計画的な維持管理を行い、適切な管理運営に努めます。

施策の成果や進捗度を確認・評価するための代表的な指標を記載しています。

■ 実感指標

アンケート結果等により町民の実感から施策の成果を測る指標です。

■ 客観指標

統計データや事業の進捗度等から施策の成果や進捗度を測る指標です。

実感指標

現状値（令和3年度）

目標値（令和8年度）

安心して子どもを産み育てることができるまちだと思う町民の割合

51.8%

客観指標

現状値（令和3年度）

目標値（令和8年度）

相談先の場所を知っている保護者の割合（4か月児の保護者）

57.1%

80.0%

子育ての相談ができる場所の数

3箇所

8箇所

毎年4月1日時点の待機児童数

40人

0人

■ ※印がついた用語の解説は、参考資料 81 ページからを参照してください。

■ 施策に関連する個別計画については、参考資料 79 ページの一覧を参照してください。

基本目標

1

みんなで「子どもの育ち」を応援し
生涯にわたって「学び」を楽しむ
『笑顔』をうみだすまち



画像

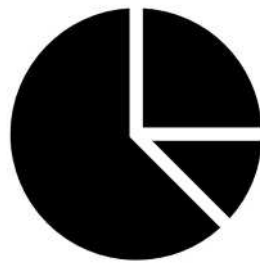
“子どもは、宇美町の宝”です。

子どもを安心して産み育てることができるよう町全体で子育てを応援し、子どもの育ちに関わる人のすべてが、笑顔で子育てできる“子育てのまちなみ”を目指します。

また、子どもたちが楽しいと思える学びの場を作るとともに、すべての人が生涯にわたって学び続けることができる環境をつくり、町民主体のスポーツ活動、芸術・文化活動の推進により、学びの成果をみんなで楽しみ、活かし、人生が輝くまちを目指します。



イメージ画像



グラフ等の関連データ

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1-1 子育て支援の充実

現 状

出産・子育て支援

- 妊娠期から子育て期は、親にとって、子どもが成長発達する喜びも大きい一方、悩みや不安が多くなる時期です。さらに、コロナ禍や核家族化の進展等により、子育て世代が孤立しやすい状況になっています。特に、産後間もない時期の孤立を防ぐ、子育て支援が必要となっています。
- 「子育て世代包括支援センター※」、「こども療育センター すくすく※」、「子育て支援センター ゆうゆう」において、専門スタッフ等が、妊娠や子育ての相談を行っていますが、施設から遠い地域があり、身近な場所でも相談できる体制が求められています。

また、各施設への来所が難しい保護者や非対面を望む保護者からの相談方法は、電話のみであり、相談体制の充実が必要です。

成長に必要な教育の継続

- 保護者の就労状況の多様化等により保育需要の増加、延長保育や一時保育等のニーズが続くことが予想されます。
- こども教育総合支援センター、町立保育園等、老朽化が進んでいる子育て支援施設があります。

課 題

- 産後間もない時期の保護者が相談できる場所について、更に周知を図る必要があります。

- 赤ちゃん訪問や乳幼児健診等の母子保健の取組と子育て支援を行う児童福祉の取組を一体化させた相談体制の整備が必要です。

- 家庭から身近な相談場所の拡充や SNS 等、時間や場所を問わない相談方法の整備が必要です。

- 自我や主体性の芽生え、他者との関わり、基本的な生きる力の獲得等、乳幼児期に必要な教育が途切れることがないよう保育施設・幼稚園と小学校の連携が必要です。

- 保育需要の増加や保護者の就労状況の多様化に応える多様な教育・保育サービスが必要です。

- より良い子育て環境を作るために、施設の維持管理や環境整備が必要です。

施策の方向性

1 子育てに関する相談体制の強化と関係機関との連携

- 子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）を包含した新たな機能をもつこども家庭センターを整備します。
- 妊娠届から妊婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援を行うためのマネジメント等を行い、児童虐待の未然防止・予防対策、ヤングケアラー※等、関係機関と連携しながら迅速で適切な問題の解決を図ります。

2 地域子ども・子育て支援事業の充実

- 妊婦や未就学児の保護者等、子育てに関わる方が気軽に集えて相談でき、より多くの方が利用できる居場所として「子育て支援センター ゆうゆう」の充実を図ります。
- 子どもを預けたり預かるためのファミリーサポート事業、病気等で子どもを預ける病児保育事業等、子育ての孤立化を防ぎ、地域で子育て支援ができる体制の充実を図ります。
- 町内保育・幼稚園施設等と連携し、小学校区単位での相談できる場所を整備します。
- 子育て応援アプリ「うみにょん」※を有効に活用し情報発信の充実と相談体制を構築します。
- 幼児期の成長に必要な教育が途切れることがないように、町内の保育施設・幼稚園と小学校の連携を強化し、安心して小学校生活をスタートできるよう、児童と園児の交流等を推進します。

3 多様な就学前教育・保育サービスの提供

- 就労状況の多様化に対応するため、延長保育事業や一時保育事業を実施します。
- 町立図書館と連携し、絵本の貸出しや読み聞かせ等の読書活動を推進します。
- 保育士が働きやすい環境を整備し、保育士確保に努め、待機児童「0人」の継続を目指します。

4 子育て支援施設の環境維持

- より良い子育て支援環境を作るために、子育て支援施設の計画的な維持管理を行い、適切な管理運営に努めます。

実感指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
安心して子どもを産み育てることができるまちだと思う町民の割合	51.8%	
客観指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
相談先の場所を知っている保護者の割合（4か月児の保護者）	57.1%	80.0%
子育ての相談ができる場所の数	3箇所	8箇所
毎年4月1日時点の待機児童数	40人	0人

1-2 学校教育の充実

現 状

確かな学力の育成

- 各学校において「学力向上プラン」を活用した組織的な取組を進めており、学力は確実に向上してきています。さらに、確かな学力を育成するためにも、教育委員会による学力向上ヒアリングや学校訪問において、授業改善を促進し、学力向上推進担当者研修会を中心に取組を進めています。
- 「GIGA スクール構想※」に沿って、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークの早期的な実現を達成しました。

豊かな心、健やかな体の育成

- 「豊かな心」の育成のため、各校において、道徳科に関する校内研修を行うとともに、公開授業や通信等の発信を行っています。また、年間計画に位置付けたいじめアンケート等を行い、結果をもとに各学校で教育相談等を実施し、子どもの悩み解決やいじめにつながる課題の早期発見に努めています。
- 「健やかな体」の育成のため、各学校の体力向上プランに基づく体力づくり一校一取組を推進しています。

学校運営への参加促進

- 宇美町学校教育推進協議会や各学校の学校運営協議会において、各校の教育活動や児童生徒の状況を報告し、地域でどのような子どもを育てるかといった目標を共有するとともに、地域とともにある学校づくりの推進を図りました。また、「宇美町教育の日」の取組を各学校において開催しました。

教育環境の整備

- 学校施設は、老朽化が多くみられます。
- 若年教員研修対象者や講師に対する研修・支援を実施しています。

教職員の働き方改革※の推進

- 定時退校日（月2回以上）や学校閉庁日（8月12・13・16日）を設定しています。
- 「宇美町立中学校における部活動の方針」に沿って、中学校においては、ノー部活デイ（週2日）を設定するとともに、部活動の地域移行に関する検討を進めています。

課 題

- 児童生徒一人ひとりに応じた学力向上の取組の実施が必要です。
- ICT※を活用した学習活動のさらなる推進が必要です。
- 不登校の個に応じた対応と社会自立への取組を進めるとともに、新たな不登校を生まないための取組が必要です。
- コロナ禍で活動が制限される中、感染症対策を講じながら体力向上についての更なる推進が必要です。
- コロナ禍に対応した工夫改善を行い、地域と連携・共働して「地域とともにある学校づくり」を推進することが必要です。
- 小・中学校施設の計画的な改修が必要です。
- 計画的・継続的な若年教員研修や講師対象の研修が必要です。
- 働き方改革に関する環境の整備、教職員の意識改革及び保護者の理解促進に関する取組が必要です。

施策の方向性

1 確かな学力の育成

- 学力向上プランの活用を進めるとともに、学力テストの結果を分析し、取組の改善につなげます。
- ICT を活用した学習活動の充実に向けて、各学校の取組を共有し、推進を図ります。

2 豊かな心、健やかな体の育成

- 「楽しい学校生活を送るためのアンケート（hyper Q-U）※」の確実な実施とその活用を図り、児童理解や学級集団の状態の把握につながる組織的な生徒指導を推進します。
- 不登校の子どもの学校への適応を図る適応指導教室（くすのき教室）、教育相談室、SSW（スクールソーシャルワーカー）及び各学校との連携を強め、教育相談・支援体制を効果的に進めます。
- 各学校で児童生徒の体力等に関する実態を分析し、体育科・保健体育科の授業改善や、「体力づくり一校一取組」の意図的・計画的な実施につなげます。

3 地域とともにある学校づくりの推進

- 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）メンバーによる学校関係者評価等を実施して学校改善に活かすとともに、児童生徒と地域の大人が関わりあう教育活動を推進します。
- 教育委員会及び各学校において、「宇美町教育の日」の趣旨に沿った取組を実施します。各学校においては、各種行事を通して、町民の教育に関する関心と理解を深める取組を推進します。

4 学校施設の整備・充実

- 「小中学校長寿命化計画」に基づき、安全性を確保し、必要な改修を計画的に進めます。

5 指導力向上のための研修の充実

- 町の教育課題解決に向けた研修、実践的指導力を高めるための福岡教育大学等と連携した研修を行うとともに、教職員の個別のニーズや課題に応じた研修を実施し、教職員の指導力向上を図ります。

6 教職員の働き方改革の更なる推進

- 教職員の長時間勤務を是正するため、勤務実態を把握し、管理職による指導・改善を行います。
- 部活動の地域移行に関する検討を継続して実施します。

実感指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
学校に行くのは楽しいと思う児童・生徒の割合（小6・中3）	小学校 79.3%（83.4%）	全国平均以上
※（ ）は全国平均	中学校 73.5%（81.1%）	
客観指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
全国学力・学習状況調査における標準化得点（小6・中3） （全国平均を100ポイントとした時の本町の得点）	小学校（国語）100ポイント	全国平均以上
	（算数）99ポイント	
	中学校（国語）99ポイント	
	（数学）98ポイント	
地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある児童・生徒の割合（小6・中3）※（ ）は全国平均	小学校 59.8%（52.4%）	全国平均以上
	中学校 46.5%（43.8%）	

1-3 生涯にわたる学びの推進

現 状

学習者の関心に応じた学びの充実

- あらゆる世代が生涯を通じて、学習活動が続ける学びの場として、中央公民館講座や子育て・福祉に関する講座、町職員による出前講座等、町民の学びの意欲に応じたさまざまな講座を実施していますが、参加者に偏りがあります。

また、学びに関する情報を発信していますが、情報が広く町民に伝わっていない状況もあります。

読書習慣の定着

- 各学校では、朝の 10 分間読書やボランティア・図書委員・教員等による読み聞かせを行うとともに、家庭での読書を促進し、本に親しむ習慣づくりを実施しています。

町立図書館においては 18 歳以下の児童生徒の貸出点数が減少しています。特に、小・中学生への読書習慣の定着が課題ですが、小学生読書リーダー、中学生読書サポーター養成講座等を実施しているものの、読書離れの大きな改善にはつながっていません。

学びの場の環境整備

- 学習活動や地域の交流の拠点となる中央公民館、地域交流センター等の施設は、年間を通し多くの方が利用されていますが、既に築 15 年～45 年を経過しています。

課 題

- オンライン等を活用しながら、どこでも誰でも参加できる学びの場が必要です。

- 学びに関する情報の集約とわかりやすい内容の発信が必要です。

- 読書習慣の定着のため、子ども読書活動の推進とともに、電子書籍の活用等を含めた時代に即したサービスの提供が必要です。

- 学習活動や地域の交流の拠点となる施設の維持管理や環境整備が必要です。

施策の方向性

1 学びのメニューの充実とわかりやすい情報発信

- 学びに関する各種講座においては、地域課題、現代的課題等を把握しながら、子どもから高齢者まで、幅広い世代に対応した事業を行います。また、次世代を担う子どもたちが「ふるさと宇美」を体感することができるふるさと教育についても推進します。
- オンライン※等を活用し、誰でも参加できる学びの場を創出します。
- 町内の様々な場所で行われている生涯学習に関する事業については、情報を集約し、町民に対しわかりやすく情報発信します。

2 読書支援を行う町立図書館

- 学校内で読書の楽しさやおもしろさを子ども同士で伝えあうことができるよう町立図書館において、小・中学生を対象に読書リーダー及び読書サポーター養成講座を実施します。また、子どもたちが主体的に、学校内での読み聞かせや本のおもしろさを伝えるビブリオバトル大会を開催すること等を、読書習慣の定着につながる活動として支援します。
- 利用者のニーズや社会情勢に適応した図書の充実を図るとともに、電子書籍の活用に向けて情報発信等を効果的に行い、利用を促進します。
- 学校と図書館が連携した「調べる学習コンクール」等の読書教育を実施し、子どもの図書館活用能力を高めます。

3 学びの場の環境維持

- 老朽化が進む社会教育施設については、計画性を持って維持管理を行うとともに、町民のニーズに応じた管理運営に努めます。

実感指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
生涯学習活動を行う機会を持つことができた町民の割合	—	
客観指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
生涯学習に関する講座等の参加者数	—	
電子書籍の年間貸出件数	6,294 件	10,000 件

1-4 スポーツ・文化活動の推進

現 状

運動・スポーツの機会の充実

- スポーツ協会、スポーツ少年団等の関係団体と連携しながら、スポーツの推進を実施しており、町民の運動・スポーツ活動の実施状況は、週に1日以上運動する人が6割以上となっています。一方で、運動・スポーツを全く行っていない町民も一定数見受けられます。また、健康づくりや介護予防で行われている運動や、障がいの有無に関わらず誰もが気軽に参加できる軽スポーツを推進していますが、まだ浸透していない状況です。

運動・スポーツによる地域活性化

- スポーツへの関わり方には、スポーツ活動を自ら行うという「する」という形でのアプローチが主体であり、質の高い競技スポーツを「みる」機会の提供や、スポーツ大会等を「ささえる」という関わり方は浸透していません。
- 社会の変化により、地域のつながりの希薄化が課題となっています。人間関係が希薄な現代社会において、人と人との交流を促進し、地域の活力を醸成するスポーツの役割が期待されています。

運動・スポーツ環境の整備

- 既存の社会体育施設等は、老朽化に伴い利用に不具合が生じており、利用ニーズに即した修繕を適宜実施しています。

芸術文化団体の活動促進と鑑賞発表機会の充実

- 町の芸術文化団体の連携・交流及び芸術文化の普及向上のために、宇美町文化協会が中心となり活動が行われています。近年のコロナ禍により、鑑賞発表機会の減少が顕著であり、芸術文化行事への参加者数も減少しています。さらには、高齢化等の理由から芸術文化団体の会員数が減少傾向にあります。

課 題

- 町民が自主的・主体的に運動やスポーツに取り組めるよう、スポーツの魅力を伝えることや年齢、体力等に応じたスポーツを紹介するきっかけづくりが必要です。また、競技スポーツだけでなく、健康づくりや介護予防等の面でも、障がいの有無に関わらず誰もが気軽に参加することができる環境の整備が必要です。

- 「する」「みる」「ささえる」という多様なスポーツへの関わりを通して人と人の関わりを活性化させ、地域の一体感や活力を促進することができるよう、町民のニーズに寄り添った地域のスポーツ活動の推進が必要です。

- 安全に利用ができるようスポーツ施設の計画的な維持管理が必要です。また、町民の誰もが、いつでもどこでも多種多様な運動・スポーツ活動を行えるよう、施設使用料を含め、施設利用の方法等についても、利用者に寄り添った管理運営が必要です。

- 将来的な芸術文化の維持と継承のための取組が必要です。

施策の方向性

1 スポーツをはじめるきっかけづくり

- 町民の誰もが、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、それぞれのライフスタイル、体力等に応じて楽しむことができるスポーツ（ボッチャ等の軽スポーツ）の普及や大会の実施を通じて、スポーツの推進を図ります。
- スポーツをはじめるきっかけとして、子どものスポーツ活動を推進し、町のスポーツ関係団体との連携を図りながら、幼少期のスポーツ環境を整備していきます。

2 スポーツを楽しめる環境の整備

- 町民の誰もが、いつでもどこでも多種多様な運動・スポーツを行うために、身近なスポーツの場の提供や、利用しやすい町内スポーツ環境の適切な整備を行います。さらに、障がいのある人もない人もスポーツに親しみ、お互いを思いやることのできる意識を高めるために、町内のスポーツ関係団体と連携・協力し、誰もが参加できるスポーツの機会の確保を図ります。
- 自分が「する」スポーツのみならず、質の高いスポーツ等の誘致を図ることで「みる」機会を提供するとともに、主催事業等を通じて、「ささえる」スポーツを推進し、多様な形でスポーツに関わる機会を提供します。

3 地域のスポーツ活動の推進

- 地域コミュニティ、町内のスポーツ関係団体等と連携・協力を図りながら、地域のニーズに合った地域スポーツ活動の推進を行います。

4 芸術・文化団体の活動促進

- 芸術文化団体の育成・運営面の支援等を強化し、「宇美町民文化のつどい」をはじめとする芸術文化事業の参加者を増加させることによって、将来的な芸術文化の維持と継承に取り組みます。

実感指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
運動・スポーツや文化芸術活動に触れる機会を持つことができた町民の割合	—	
客観指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
週に1日以上運動をした町民の割合	49.4%（令和2年参考値）	65.0%
町主催・共催の芸術文化行事の参加者数	183人	2,500人

1-5 子どもの健全育成

現 状

子どもの体験活動の推進

- 子どもの体験活動の機会を増やすことは、自主性・主体性・創造性の確立を促すことにつながります。地域学校協働活動事業としていきいきのっこ子ども教室、中央公民館講座として子どもを対象とした体験講座を開講しています。しかしながら、近年は、コロナ禍により体験活動の場等が減少しています。あわせて、地域ボランティアやサポーター等の協力者のなり手が不足しています。

青少年教育活動の推進

- 子どもの健全育成には、家庭、地域、学校、青少年関係団体等が一体となってみんなで子ども達を育むことが必要であり、連携しながら青少年教育活動を行ってきましたが、子どもの生活習慣や家庭環境の変化により、青少年関係団体の担い手が不足しています。

子どもの家庭教育の推進

- 子どもは、家庭での触れあいを通して、基本的な生活習慣や他人に対する思いやり、善悪の判断、自立心や社会的なマナー等を身に付けていきますが、家族形態やライフスタイルの変化により、生きる上で必要な基礎的な素質や能力を育む機会が減少しています。

子どもの心を育むための読書支援

- 乳幼児期からの読書は、心の発達に寄与し、精神的な成長に大きな影響を及ぼすといわれています。町立図書館では、乳幼児とその保護者を対象に、「おはなし会」や「ブックスタート事業※」等を実施していますが、参加者が固定化する傾向があります。

課 題

- 子どもの体験活動の場の充実とともに、それを支える地域ボランティアやサポーター等の協力者のなり手不足の解消が必要です。

- 担い手の発掘や負担軽減に繋がる助言等、青少年関係団体の状況に応じた支援が必要です。

- 親子のスキンシップや語り掛け、我慢やルールを教えること等を家庭教育の出発点として、できることから取り組むことを推進することが必要です。

- 町立図書館における乳幼児期親子を対象としたイベントについて、開催方法等の工夫が必要です。

施策の方向性

1 子どもの体験活動等の充実

- 社会状況の変化に対応した運営を行い、地域や学校、関係団体と連携し、子どもたちに多様な体験活動等を提供します。

2 青少年関係団体の活動支援

- 青少年関係団体に所属する方がいつでも気軽に会議等に参画できるように、オンライン*環境の提供やオンラインを活用したシステム等の推進について支援を行います。
- 青少年関係団体の担い手の発掘や負担軽減を図るために、活動への参加方法の工夫等、町と団体が連携して、検討していきます。

3 家庭教育の推進

- 子どもの家庭教育には、スキンシップ、睡眠、話を聴く、ほめる、教える、お手伝い、我慢させる等の基本的なことから、親としてのふり返り、広いところ、絆、助けを借りること等が大切であることを講座等で啓発し、学校や家庭と連携を図りながら、子どもの健全育成に取り組みます。

4 子ども読書活動の推進

- 「第4次宇美町子ども読書活動推進計画」を策定し、学校、幼稚園・保育所、地域、読書ボランティア団体等と連携して子どもの発達段階に応じた子ども読書活動を推進します。
- 「ブックスタート」や「おはなし会」、「うちどく（家読）」等、子どもの心の成長に応じた取組について、より多く参加してもらえよう開催方法等を改善しながら、継続します。
- 読書ボランティアの育成を継続し、「ブックスタート」や「おはなし会」を共働で実施します。

実感指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
将来の夢や目標を持っている児童・生徒の割合	小学校 68.2%（61.6%）	
	中学校 37.8%（40.8%）	
客観指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
子どもの体験活動に満足した参加者の割合	80.0%	85.0%
町内幼稚園・保育所等への町立図書館年間貸出冊数	5,900 冊	7,000 冊

基本目標

2

支えあい「いきいき」と暮らし続ける
『元気』をうみだすまち



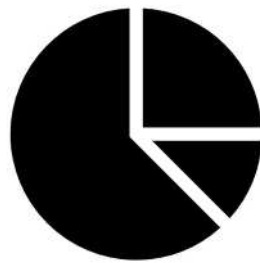
画像

町民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、医療・保健・福祉サービスの充実を図りながら、町民が自ら生活習慣の改善に取り組む健康づくりのまちを目指します。

また、宇美町の特徴である地域と連携した地域福祉活動を更に充実させ、笑顔で、元気に住みなれた地域でいきいきと暮らせるまちを目指します。



イメージ画像



グラフ等の関連データ

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2-1 地域で支えあう福祉環境の充実

現 状

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり

- 障害がある人の4割が差別や偏見を感じており、認知症についても、地域の理解が進んでいない現状があります。
- 病気や障害によって、日常生活の手続きや契約が難しくなり不利益な取り扱いをされることがあるため、成年後見人制度の周知が必要です。
- 地域の支え合いを推進するため、認知症サポーター※や福祉サポーター※を養成し、地域の支援の輪が広がっていますが、サポーターの高齢化が進んでおり、新たな担い手の養成が必要です。

多様化、複雑化するニーズに対する支援体制

- 生活困窮や疾病、介護等、複数の課題を抱えている場合、どの窓口で相談したらよいか分からない場合があります。役場内では、他の窓口とも連携して対応していますが、他の機関の専門的な支援が必要なケースも多くあるため、適切な機関に丁寧につなげる必要があります。
- ひきこもり等、社会とのつながりが少ない場合は、問題が顕在化しにくく、必要な支援が届きにくい現状があります。高齢者等個別訪問等を行っていますが、今後、高齢単身世帯の増加等により、こうしたケースがさらに増加すると見込まれます。

課 題

- 病気や障がいがあっても、安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、周囲の理解を深める啓発や必要な制度の利用促進が必要です。
- 複雑化した相談への相談者に寄り添った支援と、適切な機関へ丁寧につなぐ等の柔軟な対応が必要です。また、相談先の分かりにくさを解消し、利用しやすい相談の場の充実が必要です。
- 必要な支援につながっていないケースを把握する個別訪問等の取組の重要性がさらに増しています。
- 関係課及び県・社会福祉協議会や多職種関係団体等の機能や専門性を活かし、相互に連携を強めて、必要な支援を必要な人に届けられる体制強化が必要です。

施策の方向性

1 地域福祉の意識づくりと権利擁護の推進

- 認知症や障がいに対する正しい知識の普及啓発を行います。
- 障がいのある人への差別について相談を受け付けるとともに、差別を解消するためのネットワーク機能を果たす障がい者差別解消支援地域協議会を設置します。
- 障がいがある人への合理的配慮について職員研修を行います。
- 認知症サポーターや福祉サポーターを引き続き養成し、地域の支えあいを推進します。
- 成年後見人制度について、町民全体の理解が得られるよう広報や啓発を行います。また、本人や家族等の相談を適切な支援につなげられる体制をつくります。

2 相談者に寄り添った支援

- 関係課及び県・社会福祉協議会や多職種関係団体と連携し、柔軟で包括的な支援を行います。
- 家計や就労等、生活全般の相談については、県が困りごと相談室を開設していますが、町外にあるため、町で巡回相談を行う等、利用しやすい相談の場を設けます。

3 地域包括ケアシステムの推進

- 障がい者や高齢者が住み慣れた地域で暮らすための必要な社会資源サービスが利用できるよう、関係機関と連携を図り、切れ目のない支援体制を構築します。
- 個別訪問及び民生委員児童委員や自治会、シニアクラブ等への働きかけを引き続き推進し、疾病や生活環境の悪化、社会的孤立等が要因で、相談につながっていないケースの把握に努めます。

4 地域の支えあいの推進

- 認知症サポーターや福祉サポーターのフォローアップを行い、地域の支えあいを推進します。

5 障がい・福祉、介護サービスの充実と質の向上

- 公正、中立でありながらも利用者個々に寄り添ったサービスを提供できるように、サービス事業者等を対象に研修会の情報提供や職種別連絡会、個別ケア会議、事例検討会等を引き続き行います。今後は、オンライン*会議等も活用しながらサービスの質の向上に資する情報交換会や研修会等も行っていきます。

実感指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
地域の福祉活動に参加する意向がある町民の割合	—	
障がいのある人が安心して暮らせるまちだと思ふ町民の割合	—	
客観指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
高齢者等個別訪問の年間延べ件数	6,682 件	10,500 件
認知症サポーター講座の年間受講者数	447 人	600 人

2-2 いつまでも健康でいきいきと暮らせるまちづくり

現 状

生活習慣病の発症及び重症化の予防

- 後期高齢者の1人あたりの医療費は福岡県で一番高い状況が続いています。医療費を分析すると、生活習慣病が重症化することで発症する血管疾患が多くを占めており、これらの疾患は医療費のみならず要介護の要因となっており、その発症と重症化の予防が必要となっています。
- 将来の生活習慣病につながりやすい低出生体重児の割合が約1割です。また、小学校5年生を対象とした小児生活習慣病予防健康診査「うみっ子健診」における平成31（2019）年度の血液検査の結果、約3割の児童が高血糖状態でした。生活習慣病の発症予防のためには、妊娠期や子どもへの取組も必要となっています。
- 令和3（2021）年度から「高血圧ゼロのまち」を目指す取組を進めていますが、40歳から74歳において、1日の塩分摂取量が目標値を超える割合が8割を超えており、更なる啓発が必要です。

介護予防と生きがいづくりの推進

- 小学校区コミュニティごとの介護予防教室やいきいきサロン※等での職員出前講座を行い、高齢者の集いの場において健康づくりを推進しています。65歳以上の要介護認定率は県平均より低い状況です。
- 高齢者が知識や経験を活かしていつまでも活躍できる場が少ない現状があります。

課 題

- 生活習慣病予防のため、妊娠期から生涯にわたる健康づくりの取組が必要です。また、子どもの将来の生活習慣病発症予防については、食や生活リズム、喫煙等、基本的な生活習慣づくりについて保護者と子どもへの指導の機会の充実が必要です。

- 高齢化の進行を見据えて、保健事業と介護予防を一体的に捉え、各ライフステージにおいて予防を重視した保健福祉サービスを提供するとともに、町民自らが健康への関心を高め、予防活動を実践することが必要です。

- 年齢を重ねても住み慣れた地域で元気で自立した生活が送れ、知識や経験を活かして活躍できる仕組みづくりが必要です。

施策の方向性

1 妊娠期からの健康支援の充実

- 妊娠期の体重コントロールや妊婦健康診査の結果等を活用し、安全な出産だけでなく、母の生活習慣病の予防と子の生活習慣病につながりやすいと言われている低出生体重児の出生予防に取り組みます。また、必要に応じて医療機関との連携を図ります。
- 乳幼児健診を、保護者がわが子の成長発達を確認できる場、また、今後の食や生活リズム等を学習する場と捉えて保健指導を実施します。さらに、乳幼児健診に該当しない月齢についても、適宜、子育てアプリ「うみにょん」※を活用して、基本的な生活習慣づくりのための情報を発信します。

2 生活習慣病一次予防に重点を置いたうみっ子健診

- 小児生活習慣病予防健康診査「うみっ子健診」を実施し、将来の生活習慣病を予防するとともに、子どもが自ら食を選択する力をつけることを目的に子どもと保護者に保健指導、食の学習等を行います。また、医療機関や学校と連携し、子どもや保護者等への生活習慣病とその予防に関する学習を進めます。

3 生活習慣病の発症及び重症化の予防

- 町民が自らの健康状態を理解し、健康課題を解決するための行動を選択できるよう支援します。
- 医療機関等関係機関、関係課と連携して、子どもから高齢者までの保健指導・健康指導、食育等を実施し、生活習慣病の発症・重症化予防の取組を推進します。

4 アクティブシニア活躍促進

- 自主的な健康づくり、体力づくりを身近な運動・スポーツを通して促進します。
- 今後も地域との連携を強化し、小学校区コミュニティごとの介護予防教室や自治会のいきいきサロン等の高齢者の集いの場の充実を図ります。
- 高齢者の生きがいにつながる学びや活動の場の充実を図るとともに、就業を含め地域で活躍できる場を広げます。

5 感染症の予防とまん延防止

- 県や医師会、個別医療機関等関係機関との連携を図り、感染症の予防とまん延防止についての広報や啓発を行うとともに、緊急時の速やかな体制構築に取り組みます。

実感指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
自身が健康に暮らしていると感じている町民の割合	—	
客観指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
乳幼児健診の平均受診率	96.1%	98.3%
うみっ子健診の受診率（小学5年生）	57.6%（平成31年参考値）	60.0%
特定健診の受診率	20.6%	43.0%
校区介護予防教室の年間延べ参加者数	1,404人	9,240人

基本目標

3

災害に強く誰もが「安全」に暮らせる
『安心』をうみだすまち



画像

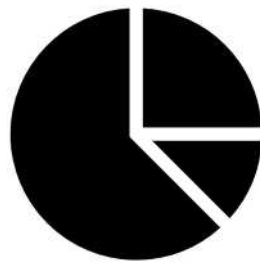
大雨、地震をはじめとした災害は、宇美町でもいつ起こるかわかりません。

災害が発生しても、被害を最小限に抑えるために、防災・減災体制の一層の強化を図り、町民が安全で安心に住み続けることができるまちを目指します。

また、地域の結びつきが強い宇美町の特徴を活かし、町と地域が連携した地域ぐるみでの防災対策、防犯対策、交通安全を推進し、誰もが安心して暮らせるまちを目指します。



イメージ画像



グラフ等の関連データ

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3-1 災害に強いまちづくりの推進

現 状

防災体制の確立

- 災害により必要となる資機材等の整備や非常食等、物資の備蓄を行っていますが、町民のニーズに対応した備蓄の整備が求められています。
- 河川水位計、河川監視カメラ等の防災気象情報システムの整備や福岡県防災システムとの連携を行い、災害情報や避難情報の円滑な提供を行っていますが、防災に関するシステムの定期的な更新が発生しています。
- 災害時における支援・協力体制を整備するため、各関係機関をはじめ地元商店や大型店舗等と協定締結を進めていますが、大規模災害に対応できるよう更なる支援体制の強化が求められています。

地域での防災力の強化

- 防災ハザードマップ※や防災ハンドブック※を作成し、広報や職員出前講座等を通じて、防災意識の向上に努めるとともに、地域の防災力向上に向けた防災訓練等を実施してきました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により地域での防災活動が停滞してしまったため、活動を活発化させる必要があり、町と地域が連携した地域防災への取組の強化が重要です。
- 大地震等の災害が起こったときに、自力で避難することが難しく、支援を必要とする方について、避難行動要支援者名簿の受付を進めてきました。今後は、更なる支援体制の強化のために、個別の状況に応じた避難支援が求められています。

消防団活動の充実

- 消防団員の処遇改善を行いました。消防団員の定数を下回る状態が続いています。

課 題

- ニーズに対応した防災備蓄物資の増蓄や防災に関するシステム等の更新・整備が必要です。

- 大規模災害に備え、県や近隣市町等とも応援協力体制を構築するとともに、民間事業者等との災害応援協定による人的協力や物資の供給確保等の取組が必要です。

- いつどこで起こるかわからない災害は、行政の力だけで対応することが困難であり、地域の防災力を強化し、連携した取組が必要です。

- 個別の状況に応じた避難行動要支援者に関する取組の充実が必要です。

- 消防団の重要性についての周知・啓発とともに、消防団員確保の対策強化が必要です。

- 多様化する自然災害に対応するため、消防車両や消防団整備品等の計画的な更新とともに、消防団員の研修の継続が必要です。

施策の方向性

1 防災体制の確立

- 河川水位監視カメラ等の設置場所の見直しや機器の更新等、防災気象情報システムの再整備を進めていきます。
- 地域防災計画に基づき必要な資機材や物資の整備に努めます。
- 現在締結している災害協定書の見直しや、災害時に必要となる様々な業種との締結を進めていきます。

2 地域での防災力の強化

- 小学校区コミュニティ運営協議会と連携しながら、地域での防災会議や防災訓練等を実施し、防災意識の向上を目指します。
- 地域における自主防災組織の育成・強化を推進します。

3 避難行動要支援者に関する取組の充実

- 関係機関や地域と連携し避難行動要支援者の洗い出しを行い、個別避難計画を策定します。

4 消防団活動の充実

- 消防機材や活動服等の整備を行うとともに、消防団員へ研修等を実施し資質の向上を図ります。
- 地域防災を担う消防団の必要性や活動を「広報うみ」や SNS※の活用により、広く周知を行い団員の確保に努めます。
- 地域防災力の充実のため、機能別消防団員の導入を進めます。

実感指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
町全体で災害への備えができていると感じる町民の割合	—	
客観指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
防災ハザードマップを見て避難場所までのルートを確認したことがある町民の割合	—	80.0%
防災メールまたは防災情報（SNS）の登録者数	1,500 人	3,000 人
自主防災組織数	10 組織	25 組織
消防団員数	156 人	197 人

3-2 防犯・交通安全対策の推進

現 状

防犯体制の充実

- 粕屋警察署委嘱の少年補導員や小学校区コミュニティ運営協議会をはじめとした地域との連携による防犯パトロールを実施しています。平成 29（2017）年度以降、コロナ禍の影響もあり、犯罪が減少傾向でしたが、令和 3（2021）年度は微増しています。
- 防犯意識の高まりから、地域から防犯カメラ設置の要望があがっています。

消費者被害の拡大防止

- 詐欺被害等に関する情報を「広報うみ」に掲載し、注意喚起を行うとともに、かすや中南部広域消費生活センターにおいて、専門相談員による消費生活相談を実施しています。消費者生活センターへの相談件数は、減少傾向にありますが、相談体制の強化を図るとともに、詐欺被害の未然防止への取組が重要です。

交通安全意識の高揚

- 交通事故の発生を防止するため、粕屋警察署や交通安全協会宇美支部等と連携して、子どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育を実施しています。また、全国的に高齢者ドライバーの事故の増加が問題となっており、今後当町でも、課題となってくることが予想されます。

課 題

- 小学校区コミュニティ運営協議会や自治会、各関係機関と連携した防犯活動の体制強化が必要です。

- 更なる防犯意識の高揚を図るとともに、地域の治安向上のため、防犯カメラの設置が必要です。

- 詐欺被害を未然に防止するために、消費者教育・啓発の継続が必要です。

- 消費者被害発生時に問題解決のためのアドバイス等を行う消費者相談の継続が必要です。

- 交通安全意識の高揚を図るとともに、高齢者への交通事故防止対策が必要です。

施策の方向性

1 防犯体制の充実

- 小学校区コミュニティ運営協議会や自治会、少年補導員、小・中学校 PTA、事業所等による自主的な地域・学校等の安全活動を促進し、防犯活動の体制強化を図ります。
- 地域の防犯カメラ設置について現状把握を行うとともに、設置を推進します。

2 防犯意識の高揚

- 関係機関と連携した広報・啓発活動を実施します。
- 注意喚起が必要な犯罪等が起きた場合には、ホームページや SNS*等で速やかに発信します。

3 消費者被害の拡大防止

- 詐欺被害等について、「広報うみ」、自治会回覧、ホームページ、SNS 等を活用し、周知・啓発を行います。
- 高齢者への消費者被害防止対策として、自治会やシニアクラブを対象とした消費者問題に関する職員出前講座を実施していきます。
- かすや中南部広域消費生活センターによる消費者相談を実施し、被害発生時における問題解決のためのアドバイス等を行います。
- 消費者講座の開催や消費者向けパンフレットの配布等を通じて消費者教育・啓発を進めていきます。

4 交通安全、飲酒運転撲滅等の PR

- 小学校 1 年生及び 4 年生を対象とした横断歩道のわたり方や自転車の乗り方等を学ぶ交通安全教室を計画的に各小学校で実施できるよう、粕屋警察署と交通安全協会宇美支部と連携し取り組みます。
- 高齢者の交通事故対策として、運転免許証の自主返納の促進を図るほか、警察や交通安全協会と連携し、交通安全教室を実施します。
- 交通安全協会宇美支部や関係機関と連携し、交通安全キャンペーンを実施します。

実感指標	現状値（令和 3 年度）	目標値（令和 8 年度）
事故や犯罪が少なく安全なまちだと思う町民の割合	—	
客観指標	現状値（令和 3 年度）	目標値（令和 8 年度）
地域の防犯カメラ設置箇所数	32 箇所	40 箇所
青色パトロールカー*の年間巡回件数	226 件	240 件

基本目標

4

豊かな自然環境と調和した
『心地よい暮らし』をうみだすまち



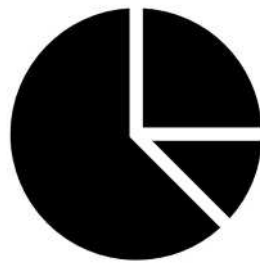
画像

宇美町の豊かな自然環境と福岡都市圏に属する恵まれた立地を活かしつつ、快適な都市空間を実現するために、計画的な道路・上下水道の整備の推進と土地利用の検討等を通じて、自然と快適さが調和したまちを目指します。

また、公共交通の利便性の向上を図り、子どもからおじいさん、おばあさんまで誰もが快適に暮らせるまちを目指します。



イメージ画像



グラフ等の関連データ

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4-1 安全で快適な道路環境の整備

現 状

広域幹線道路ネットワークの形成

- 博多港、福岡空港、九州自動車道太宰府インターチェンジに近い町の特性から物流企業等の進出が進んでいますが、各インターチェンジ周辺地域の慢性的な渋滞の発生が大きな課題となっています。
- 町内においても、慢性的な渋滞が発生しており、町民の通勤や日常生活に支障が生じています。

生活道路の利用環境の維持・向上

- 通学路の安全維持のため、定期的に関係機関と合同点検を実施し、「宇美町通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路の整備や見直しを行っています。
- 開発による宅地化で交通量が増える等、住環境の変化により、生活道路の整備や速度抑制等、地域からの要望が多く寄せられており、緊急性、公共性、費用対効果を検討しながら対応しています。

安全な道路施設の維持

- 令和3年8月の大雨により道路法面災害が発生し、迅速な復旧に取り組みました。
- 今後は、この災害を踏まえ、安全な道路施設の維持に努める必要があります。

課 題

- さらなる企業活動の活性化や物流効率化を促進し、また、大規模災害の際の迅速な支援物資等の輸送を円滑にするため、広域的な幹線道路ネットワークの形成が必要です。

- 主要幹線道路を整備し、渋滞を緩和する必要があります。主要地方道「筑紫野古賀線」や都市計画道路「志免宇美線」等の町の骨格となる主要幹線道路の整備が1日でも早く完成するために、県や近隣自治体とのさらなる連携強化が必要です。

- 通学路の安全性の確保や生活道路の利用環境の維持・向上が必要です。

- 町道や橋梁等、既存道路施設の計画的な点検・維持管理が必要です。

施策の方向性

1 広域幹線道路ネットワークの形成

- 町西部を南北に貫く九州自動車道への接続をさらに容易にすることで、物流の効率化を促し、周辺地域の渋滞を緩和することができます。企業活動の活性化や町民の利便性向上を目指し、フル規格のスマートインターチェンジ※の設置に向けた取組を進めます。
- 広域幹線道路ネットワークの構築に向け、県と連携し、主要地方道や都市計画道路等の道路改良事業の早期完成を促進します。
- 建設促進期成会を通じて事業推進に必要な予算確保のため、積極的な要望活動を展開していきます。

2 生活道路の利用環境の維持・向上

- 通学路の安全性の向上については、引き続き「宇美町通学路交通安全プログラム」を実施し、改善を行うとともに、対策の効果を把握して安全性の向上につなげます。
- 幹線道路間の抜け道となる住宅街の町道等の調査を行うと共に、安全対策等について検討を行います。
- 地域からの様々な要望に適切に対応し、生活道路の利用環境の維持・向上に努めます。

3 安全で快適な道路環境の維持

- 町道の適切な維持管理に努め、計画的な改良や舗装等の整備を図ります。
- 橋梁長寿命化修繕計画や個別施設計画に基づき、計画的に道路施設の点検・補修を行い、安全で快適な道路環境の維持に努めます。

実感指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
安全で快適な道路環境が整っていると思う町民の割合	—	
客観指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
都市計画道路志免宇美線の整備延長	1,125m	1,895m
橋梁長寿命化修繕計画に基づき修繕を実施した橋梁数	16 橋	29 橋

4-2 地域公共交通の充実

現 状

持続可能な地域交通サービスの確保

- 公共交通機関は、町民の日常生活における移動手段として、重要な役割を担っていますが、モータリゼーション※の進展とコロナ禍の影響を受け、JR、西鉄バス、タクシー等の各種交通サービスの利用者数は減少しています。また、リモートワークやリモート授業の普及により、利用者数がコロナ禍以前の水準まで回復しない恐れがあります。
- 利用者数の減少による収益の悪化は、減便等、公共交通のサービスレベルの低下につながります。

新たな技術を活用した公共交通サービスの構築

- 福祉巡回バス「ハピネス号」は、高齢者の通院や買い物、子育て世代の外出時に利用されていますが、便数が少ない、待ち時間が長い、目的地までの所要時間がかかりすぎる等の利便性の低さから年々利用者が減少していました。
- 福祉巡回バスが抱えていた課題の解決のため、令和5年2月から AI※を活用したオンデマンドバス※の実証運行を開始しました。

課 題

- 各種交通サービスが担うべき役割を明確にしたうえで、持続可能な地域公共交通の仕組みを実現させるための計画づくりが必要です。

- 公共交通機関の利便性の向上が必要です。

- オンデマンドバス実証運行のデータを分析・活用することにより、よりよい公共交通サービスの構築が必要です。

施策の方向性

1 地域公共交通計画の策定・実施

- 町内すべての交通サービスの状況を把握するとともに、各種交通サービスが担う役割を明確にし、中心市街地の活性化につながる宇美駅を中心とした持続可能な地域交通の仕組みづくりを実現するため、宇美町地域公共交通計画を策定します。
- 宇美町地域公共交通計画に沿った取組を実行するとともに、検証を行いながら適宜見直しを実施し、各種交通サービスの持続的な確保と利用者の利便性の維持・向上に努めます。

2 オンデマンドバス等の新技術の活用

- オンデマンドバスの導入後は、利用状況データを分析し、乗降ポイント等、運行形態の最適化を行うとともに、他の交通サービスとの連携を強化します。
- 福祉巡回バスからオンデマンドバスへの移行により、あらかじめ定められた運行ダイヤに縛られずに配車予約をすることができるようになり、福祉巡回バスを利用していなかった方にも、利便性が見込まれます。子育て世帯等、世代を問わず利用されるサービスとして定着するよう周知を行い、利用者の増加を図ります。
- 「いつでも、どこでも、早く、簡単に」オンデマンドバスの利用予約ができるように、アプリ※による予約を促進します。

実感指標	現状値（令和３年度）	目標値（令和８年度）
公共交通機関が利用しやすいと思う町民の割合	—	
客観指標	現状値（令和３年度）	目標値（令和８年度）
アプリで予約をしたオンデマンドバス利用者の割合	—	85.0%
オンデマンドバスの１日あたり利用者数	—	250人

4-3 環境にやさしいまちの実現

現 状

循環型社会の推進

- 地球温暖化による気候変動、資源・エネルギーの枯渇、プラスチックごみの生態系への影響等、地球規模の環境問題について、国際的に取組を行うことが求められています。
- 町民の協力により 11 品目の分別排出を実施しており、令和 3（2021）年の町民意識調査の結果では、約 8 割がごみを減らす 4R 運動※を行っている等、町民の意識は高く、的確な分別収集が行えています。
- ごみの排出量については若干の減少傾向です。

脱炭素社会の推進

- 地球温暖化による気候変動は、猛暑や集中豪雨等を招き、私たちの生活に深刻な問題を招いています。こうした中 2050 年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにする世界的な取組が進められており、令和 2（2020）年に日本政府も「2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言しました。
- 令和 4 年（2022）年 6 月に「ゼロカーボンシティうみ」を宣言し、2050 年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指しています。町が所有する施設については、宇美町地球温暖化対策実行計画に基づき、取組を開始していますが、さらなる推進を図るために、町民や事業所への取組が必要です。

課 題

- ごみ処理体制の確保はもとより、さらなる循環型社会の構築に向けて、環境教育、4R 運動、食品ロスの削減等の推進が必要です。

- 脱炭素社会の実現に向けて、創エネ・蓄エネ・省エネの取組の推進が必要です。

- 二酸化炭素の排出抑制に町民や事業所とともに取り組むことが必要です。

施策の方向性

1 ごみ処理体制の確保

- 安定的なごみ処理体制を確保するため、広域的な処理体制のもと、ごみの排出動向や関連法に即した分別収集体制の充実、効率的なごみ収集を行います。

2 ごみ減量化・4R 運動の促進

- ごみの排出・処理量を削減するため、町民や事業者にはじめごみの発生抑制、再使用及び再生利用の取組の啓発活動を行います。

3 環境教育の推進

- 環境に配慮した活動を持続させるため、町のイベントでの環境啓発や出前講座等の場を通して環境学習・環境教育を進めます。

4 脱炭素社会実現に向けた取組

- 脱炭素社会の実現を目指し、町全域における温室効果ガス排出量等の実態を調査し、行政、町民、事業者が同じ方向性を持って取り組む計画を策定し、脱炭素に向けた取組を推進します。
- 町民、事業所へ「ゼロカーボンアクション 30※」に基づいた啓発を進めるとともに、町が率先して環境に配慮した行動を行います。
- 町の豊かな森林資源を活かすため、森林を健全化し、森林による二酸化炭素の吸収量を確保します。
- 宇美町地球温暖化対策実行計画に基づき、町が所有する施設において、太陽光発電整備等、再生可能エネルギー※の導入を推進します。

実感指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
環境に配慮した生活をしている町民の割合	69.3%	
客観指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
もえるごみの総排出量	7,784 t	7,628 t
資源ごみの総排出量	1,887 t	1,925 t
4R 運動をしている町民の割合	79.1%	85.0%

4-4 自然環境の保全と生活環境の向上

現 状

森林の荒廃防止と環境整備

- 町面積の6割が森林であり、その森林全体の35%が私有林となっています。私有林の所有山はそれぞれが小規模であり、管理が難しく、山林の荒廃につながっています。人家に近い私有林の危険箇所について、国の譲与税を活用した整備や県の補助の活用によって、所有者の負担をなくし、危険度が高いところから順次森林整備を進めていますが、未整備箇所や新たな危険箇所への対応が必要です。

環境美化の推進と生活環境の向上

- 町内一斉清掃では、身近な道路や公園等、町民や事業所、児童生徒等の多数の町民の参加により環境美化に取り組んでいますが、コロナ禍により、ここ数年は町内一斉清掃を中止せざるを得ない状況となっています。
- 地域や各種団体による除草や清掃ボランティア活動が行われており、ボランティア袋の無償配布や巡回回収等の支援を行っています。多くの地域や団体の取組を今後も継続的に支援していくことが必要です。
- 不法投棄ごみについては、地域や警察との連携及び町内パトロールによる巡回監視、不法投棄看板の設置等を実施し、早期発見に努めていますが、山間部等で不法投棄が発生しています。
- 飼い主がいない猫に起因する生活環境被害が生じています。

空き家対策の推進

- 町内に空き家が約180軒程度あり、老朽化が進んだ空き家には倒壊等の可能性があり、近隣住民の安全を確保する必要があります。
- 空き家の利活用を促進するため、「空き家バンク※」への登録を案内しています。

課 題

- 森林の荒廃防止と環境整備が必要です。
- 町内一斉清掃の継続や清掃ボランティア活動の支援が必要です。
- 継続的な巡回監視と不法投棄を未然に防ぐための啓発が必要です。
- 飼い主のいない猫の適正な管理が必要です。
- 近隣住民の安全確保のため、老朽化した空き家の実態把握と対応が必要です。
- 空き家の適正な管理を推進する必要があります。

施策の方向性

1 森林の荒廃防止と環境整備

- 整備が必要な対象森林所有者への意向調査を行い、県の補助を活用した整備を進めます。
- 人命財産への影響が高く緊急性がある私有林については、危険木の伐採を進めます。
- 町民が木とふれあう機会を設け、森林への理解促進に努めるとともに、木製品の利用促進に努めます。

2 生活環境の向上と環境美化の推進

- 美しいまちづくりと住みよい環境づくりを目指し、地域や各種団体が行う除草作業や清掃ボランティア活動を支援します。
- 地域や警察との連携及び町内パトロールを行い不法投棄の早期発見、適切な処理の啓発活動を継続して行います。
- 地域猫活動について町民への理解や協力が得られるようホームページや広報等で啓発を行うとともに、県の制度を活用して、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費を補助します。

3 空き家対策の推進

- 空家実態調査を行い、法令に基づいた助言指導を行います。また、空家等対策協議会の意見を取り入れ、空家件数減少に向け取り組んでいきます。

4 空き家の発生防止

- 管理不全の空き家を増やさないようホームページや広報等での啓発をはじめ、固定資産税納税通知書への啓発文書の同封等を継続していきます。

実感指標	現状値（令和３年度）	目標値（令和８年度）
自然環境と生活環境が調和していると思う町民の割合	—	
客観指標	現状値（令和３年度）	目標値（令和８年度）
不法投棄ごみの年間回収量	3.98 t	3.00 t
管理不全空き家の戸数	183 戸	100 戸

4-5 土地利用と公園の整備

現 状

地域の特性に応じた調和のとれた土地利用の推進

- 将来人口が減少し、少子高齢化が進む中でも、住みよい環境を守り、自然と調和した活力ある市街地の形成や地域ごとの生活利便性の向上を図る魅力あるまちづくりのため、宇美町都市計画マスタープランを策定しています。
- 用途地域無指定の区域において、周囲の環境に影響を及ぼすおそれがある開発等が懸念されています。

憩いの場としての公園の維持管理

- 老朽化が進んでいる公園施設について利用状況の確認を行いながら更新や撤去等の対策を行っています。
- 町内の一部の地域では公園が充足していない状況が見受けられます。

一本松公園の維持管理

- 一本松公園は、キャンプ、川遊び、三郡山系への登山等の利用で町外からの利用者も多く集まります。一部の利用者によるごみや炭の放置、指定箇所以外での駐車があり、他の利用者の迷惑となっています。

わかりやすい住居表示の整備

- 住居表示が未実施である地区について、令和元年度から整備事業に着手していますが、コロナ禍の影響により、住居表示実施に必要な地域代表者との協議会及び住民説明会の開催ができず、事業が遅れている状況です。

課 題

- 宇美町都市計画マスタープランの見直しが必要です。

- 地域の特性に応じた調和のとれた土地利用の推進のため、都市計画マスタープランに基づく都市計画区域内の土地利用（用途地域）の見直しが必要です。

- 子どもから高齢者まで幅広い年齢層が利用する憩いの場としての公園を維持管理することが必要です。

- 一本松公園が快適に利用できるよう区画の整備や公園施設の再配置、マナーの向上が必要です。

- 住居表示未実施地区について、事業の推進が必要です。

施策の方向性

1 適正な土地利用の推進

- 宇美町都市計画マスタープランの見直しを行います。
- 宇美町全体が快適で住みよいまちとなるように、関係者の意見を集約・反映し、あわせて都市計画に係る法定手続きを進め、都市計画区域内の用途地域の見直しを進めます。

2 公園施設の適正化と定期的な点検及び更新

- 公園が充足されていない地域があることを踏まえ、公園適正化計画等の策定を進めます。
- 地域の交流・憩いの場を確保するため、年1回の遊具の法定点検及び日常の巡回を行うとともに、地域の協力を得て、宇美町公園施設長寿命化計画に基づき、公園にある遊具等の維持管理・更新に努めます。

3 一本松公園の整備

- キャンプエリアやバーベキューエリア、自由広場等の設定や駐車区画の整理を行い、ニーズに合った公園整備を推進します。
- 様々な財源の活用を検討し、公園施設の再配置、防犯カメラや看板等を設置することにより快適な利用ができるように努めます。

4 わかりやすい住居表示の整備

- 地域代表者との協議会や住民説明会を開催し、町民の意見を集約・反映して住居表示事業を進めます。

実感指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
憩いや交流のために公園を活用していると思う町民の割合	—	
客観指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
公園施設・遊具に起因する事故の件数	0 件	0 件
一本松公園内利用可能駐車場	248 台	300 台

4-6 上・下水道の整備

現 状

水の安定供給

- 安心で安全な水の安定供給のため、耐用年数を超過し老朽化が見受けられる設備の更新や施設の管理を行っています。令和 3（2021）年度の上水道有収率※は 89.7%であり、配水池から出た約 1 割の水が管内清掃や消火用水及び漏水等により利用されていません。

水質の保全と公衆衛生の向上

- 水質の保全と公衆衛生の向上のため下水道事業を進めています。令和 3（2021）年度末には、下水道普及率 91.5%、水洗化率 95.1%となっています。

上下水道事業の健全運営

- 上下水道事業の運営においては、今後、使用水量や利用者の減少等により、収益の減少が見込まれます。
- 下水道整備事業においてもこれまでの公債費負担が大きく厳しい財政状況にあります。
- 水道の約 7 割を筑後川からの水で賄っていることや施設の更新等により上下水道料金が現在粕屋地区において一番高い水準となっています。

上下水道に対する意識の高揚

- 福岡都市圏の水キャンペーンや流域下水道事業で実施する下水道展の開催、マンホールカードを作成、配布することにより上下水道に対する啓発を実施しています。
- 一本松公園内では、宇美の岩盤地下水「河原のしずく」を美味しい水として販売しています。町内事業者の食品製造にも使用されており、利用客はリピーターが多いです。

課 題

- 今後も継続した水道施設の老朽化対策及び耐震化が必要です。

- 経費削減の観点からも、上水道有収率向上に向けた取組が必要です。

- 下水道整備を推進し、河川や地下水の水質保全を図ることが必要です。

- 下水道の全体計画区域外においては、生活環境の保全、公衆衛生の向上のため、引き続き合併処理浄化槽の設置の推進が必要です。

- 上下水道事業の健全運営のための取組や配水量の見直しや下水道普及促進等の取組が必要です。

- 上下水道事業に対する啓発活動や PR 活動等を町内外に幅広く周知する取組が必要です。

施策の方向性

1 災害に強い水道施設づくり

- 浄水場や管路以外の施設についても老朽化対策と耐震化を図り、水の安定供給を継続します。
- 定期的な漏水調査の実施を行い、管路の保全及び上水道有収率の向上に努めます。

2 水質の保全と公衆衛生の向上

- 下水道供用開始区域になっている地域について、早期に公共下水道へ接続していただくよう勧奨等を行います。
- 国及び県の制度を活用し、合併処理浄化槽の設置についての補助を行います。

3 下水道整備の推進

- 生活環境の保全や公衆衛生の向上を要する地区、また、下水道整備の要望等を考慮して、効率的に整備を進めます。

4 上下水道事業の健全運営

- 各種申請の電子化を検討し事務の効率化につなげます。
- これからの料金収入の伸び悩みや維持管理費の増加を考慮し、効率的な施設整備とストックマネジメントの実践による経費削減に努めるとともに、定期的な料金改定の検討を行います。
- 関係機関と協議・検討を重ね、自己水源比率の向上に努めます。

5 上下水道に対する意識の高揚

- 水キャンペーンや下水道展をはじめ、「河原のしずく」のPR活動について、ホームページやSNS※を活用し、上下水道事業に対する理解を深めます。

実感指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
上下水道が安心して快適に利用できていると思う市民の割合	—	
客観指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
上水道施設の耐震化率	18.0%	21.6%
上水道有収率	89.7%	92.1%
汚水処理人口普及率	97.6%	98.0%

基本目標

5

地域の特性を活かした
『活気ある産業と交流』をうみだすまち



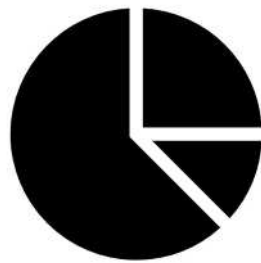
画像

福岡都市圏に属する恵まれた立地条件を活かし、商工業・農業の振興を図るとともに、新たな企業の誘致、各種地域資源の活用、特産品の開発等、町内経済の活性化を図り、活気あるまちを目指します。

また、近隣市町と連携し、日本遺産「古代日本の『西の都』」をはじめとした貴重な歴史文化資源を活かし、交流で繋がるまちを目指します。



イメージ画像



グラフ等の関連データ

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



5-1 地域経済の活性化

現 状

地域経済の活性化

- 町内には、「早見工業団地」、「若草工業団地」、「ゆりが丘工業団地」等の工業団地があり、博多港、福岡空港、九州自動車道太宰府インターチェンジに近い町の特性から工業団地内には、製造業、物流企業等の進出が進んでいますが、周辺道路の慢性的な渋滞解消による物流の効率化が求められています。

事業継続・後継者確保

- 生産年齢人口の減少や高齢化により、若年層の労働者の確保や商工業の後継者の確保が難しくなることが予想されます。

創業者支援

- 創業支援事業「起業塾」を須恵町・志免町とともに商工会や金融機関と連携して開催していますが、創業にたどり着く件数は少数にとどまっています。

町内産品の振興

- ふるさと宇美町応援寄附金の返礼品として、町内産品のPRを行っており、多くの寄附をいただくことができますが、新たな町内産品の開発や販路拡大、認知度の向上が十分に行われていません。

関係人口・交流人口の創出

- 宇美八幡宮や一本松公園、日本遺産等の文化財、井野山等、観光資源が多くありますが、訪問の多くは短時間の滞在にとどまっており、経済的な効果があまり見込めません。

課 題

- 地域経済活性化や企業・施設の誘致に必要な道路等の環境整備を行い、物流の効率化を図る必要があります。

- 経営の近代化や後継者の育成のため、事業者に対する指導・支援体制の充実や新しい技術を活用した事業継続支援が必要です。

- 「起業塾」の受講後、実際の起業につなげる伴走型の経営支援（起業準備へのアドバイス、経営が体験できる場の提供等）が必要です。

- 町内事業者との連携を強化するとともに、地域の特性を活かした町内産品の開発や販路拡大、魅力発信が必要です。

- 観光施設と飲食店や商業施設との周遊性を高めるための仕組みづくりが必要です。

施策の方向性

1 地域経済の活性化

- 九州自動車道に接続する新たなフル規格のスマートインターチェンジ※の設置に向けた取組と並行して、町内をはじめとする周辺地域の経済活性化や企業・施設の誘致に必要な環境整備について研究を進め、将来的な就労人口の増加や企業活動の活性化につなげます。

2 既存企業の経営基盤強化の促進

- 各種研修・相談機会の拡充や情報提供の充実等、支援体制の強化を図り、経営意欲の高揚や後継者の育成を促進します。
- 各種融資制度や補助金制度を活用するとともに、キャッシュレス決済※等の新しい生活様式※に対応した事業・サービスの導入を促進し、事業者の生産性向上、業務効率化等に関する支援を実施します。

3 創業支援事業の充実

- 創業支援事業「起業塾」の受講修了者を対象として、店舗経営を経験できる場をつくり、独立・開業に向けた支援・育成を行います。

4 ふるさと納税制度を活用した町内産品の開発・魅力発信

- 町内の事業者と事業者を繋ぐことで、地域の特性を活かした新たな町内産品の開発を進め、ふるさと納税制度を活用した町内産品の販路拡大と魅力発信に取り組みます。また、事業者とともに町外のイベント等に積極的に参加することで、町内産品の認知度アップにつなげます。

5 まちの魅力づくりと関係人口・交流人口の創出

- 歴史・文化・観光施設、飲食店等の周遊性を高め、町内経済の活性化を図ります。また、日本遺産「古代日本の『西の都』」構成市町と連携して、宇美駅を中心的な拠点とする周遊性を高めることで、関係人口・交流人口の創出を図ります。

実感指標	現状値（令和３年度）	目標値（令和８年度）
まちに活気があると感じる町民の割合	—	
客観指標	現状値（令和３年度）	目標値（令和８年度）
観光入込客数	98.3 万人	122.5 万人
町内事業者のふるさと納税返礼品目数	132 品目	200 品目

5-2 農業の振興

現 状

担い手の育成・農地の保全

- 農業者の高齢化、農地の宅地化等により、農地が減少しています。

農業生産基盤の整備

- 平成 30（2018）年 7 月の豪雨災害を契機に「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が制定され、防災上重要な農業用ため池の点検・整備が求められていることから、防災対策を含めた農業生産基盤の整備を年次計画に基づき進めています。また、町内 21 箇所のため池について高齢化や後継者不足で維持管理の負担が増加しており、維持管理の負担軽減や決壊時のリスク軽減を考慮し関係者と協議や検討を進めています。

薬用作物栽培による農業所得向上及び地域活性化対策事業の推進

- 中山間地域の農地の荒廃化、高齢化、担い手不足、費用高騰等により、農業所得が減少しています。そのため、付加価値の高い「薬用作物」の栽培を促進しています。

農業への理解促進及び地産地消の推進

- 農業に対する理解や地産地消を推進するために、収穫体験等の実施や直売所、学校給食への農産物提供を行っていますが、地産地消の意識が低い状況です。

課 題

- 町内の農業を維持していくために、農業生産基盤の整備と農地の保全、担い手の育成が必要です。

- 将来的に利用されないため池について廃止に向けた協議と検討が必要です。

- 付加価値の高い「薬用作物」の栽培を引き続き促進し、特産品化を進める必要があります。

- 学校や J A 等との連携し、地元農作物を知ってもらい、地産地消の推進に繋げることが必要です。

施策の方向性

1 担い手の育成・農地の保全

- 農地の集約化や将来の担い手を検討する地域計画の作成と認定農業者制度、農業用機械等の購入補助等の農業振興推進事業の活用を進めるとともに、後継者不足や高齢化等により耕作できなくなった農地の利用集積を促進し、効率的な農業経営、担い手の育成、農地の保全を推進します。

2 農業生産基盤の整備

- 町内にある 21 箇所のため池について点検・診断を行い、機能低下がみられるため池については、国、県と協議しながら計画的に改修します。
- 将来的に利用されないため池については、関係者と協議を行い廃止に向けた取組を行います。

3 薬用作物栽培による農業所得向上及び地域活性化対策事業の推進

- 「薬用作物」を町の特産物として栽培し、栽培面積を増やし農業所得向上や中山間地域の農業問題解消を図るとともに、町内外の企業と連携し特産物を活用した商品化を進め、薬用作物栽培の取組について発信することで、広く関心を高め、地域の活性化を促進します。

4 農業への理解促進及び地産地消の推進

- 農作物の栽培・収穫体験等を通じて、農業に対する理解を深めるとともに、JA や小売店と連携した地元農産物の販売促進、家庭・学校・保育所における食育の取組と連携した地産地消を推進します。

実感指標	現状値（令和 3 年度）	目標値（令和 8 年度）
地産地消を意識して買い物をしている町民の割合	—	
客観指標	現状値（令和 3 年度）	目標値（令和 8 年度）
薬用作物の栽培面積	12,250 m ²	17,000 m ²
耐震調査が完了した農業施設の割合	38.0%	100.0%

基本目標

6

町民と行政がパートナーとなり共働で
『まちの魅力』をうみだすまち



画像

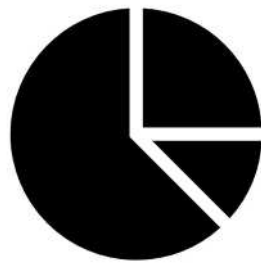
町民の誰もがお互いを尊重しあい、それぞれの能力や個性・特性を社会でいきいきと発揮でき、町民の一人ひとりが誇りを持てるまちを目指します。

地域活動や町民活動が活発な町の特性を活かし、町民と行政それぞれが知識・経験を活かしながら、お互いをパートナーとして認め合い、共働で魅力ある宇美町を目指します。

また、多様化する行政ニーズに対応できる自立した持続可能な行政経営を行い、町民から信頼されるまちを目指します。



イメージ画像



グラフ等の関連データ

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



6-1 まちの魅力向上

現 状

人口

- 人口減少の抑制と活力ある地域社会の実現のため、宇美町総合戦略に基づく取組を推進してきました。近年の人口の増減は、ほぼ横ばいとなっていますが、急速な高齢化と生産年齢人口の減少が続いています。また、若年層や子育て世帯についても、人口が減少傾向にあり、人口増加につなげるためにも、ちょっとワクワクするような魅力あるまちづくりの推進が必要です。
- 「自分のまち」として愛着を感じる町民の割合は約62%にとどまっており、約25%の町民が「どちらともいえない」と回答しています。また、トークカフェでは、「町のよいところがたくさんあるので、町内外の人にもっと知ってほしい。」という意見も多数あり、町の魅力を向上させるとともに、すでにある町の魅力を伝え、知ってもらうことが重要です。

文化財の保存と活用

- 町の文化財は、先人たちが守り伝え続けてきた貴重な財産です。文化財の適切な保存と活用の基礎には、専門的な調査研究が必要不可欠です。また、文化財を適切に保存し、開発等による滅失を防ぐには、開発事業者への文化財に関する情報周知や、庁舎内における情報共有が重要であり、開発担当部局と適宜協議を進めています。
- 町の歴史を知る拠点施設として、歴史民俗資料館があります。しかし、学芸員が常駐しておらず、施設の老朽化、資料の増加により、展示室及び収蔵スペースが不足しています。

課 題

- 町の良いところを知ってもらい、「自分のまち」として愛着や誇りが持てるための取組が必要です。
- 宇美町で暮らす人、訪れる人にまちの魅力を知ってもらい、人に伝えたいシティプロモーション※の取組が必要です。
- 移住定住に関する現状を分析し、若年層や子育て世代が将来にわたって住み続けたいと思える移住・定住促進の取組が必要です。
- 文化財を、まちづくり・地域づくり・ひとづくりに活かせる資産となるように創意工夫するとともに、文化財を町民の宝として、後世に守り伝えていくことが必要です。
- 文化財の適切な保存と活用のために、調査研究のための専門知識を有する体制づくりが必要です。また、開発等による滅失を防ぐ取組が必要です。

施策の方向性

1 まちへの愛着を育む

- 「ふるさと宇美」を誇りに思い、「まちをよくしたい」という気持ちを持てるよう、子どもの頃から歴史や地域文化に触れる機会の充実や地域活動への参加促進等の取組を推進します。

2 シティプロモーション※の推進

- まちの魅力を町内外へ発信するシティプロモーション推進体制を作ります。
- 関心を持ってもらえるわかりやすい情報発信を行い、信頼、共感を得られる広報活動を行います。
- メディアの活用や官民連携の取組により、まちの魅力を町外へ戦略的に発信するシティセールス※を行います。

3 移住・定住の促進と効果的な情報発信

- 子育て世代の転入、転出の原因を調査・分析し、定住につなげる施策を推進します。
- 母子保健、子育て支援、保育、教育等の子育て施策について、わかりやすく町内外に効果的に情報発信し、子育て世代の定住と転入を促進します。

4 文化財の適切な保存と活用

- 地域文化の理解や郷土愛を育むため、学校や地域に対し、文化財を未来に継承するための文化財保護啓発活動を継続します。さらに、指定文化財の広域的な活用を図り、地域活性化、観光振興の推進に役立てます。また、デジタルアーカイブ※による文化財活用についても引き続き推進します。
- 町内の有形文化財・無形文化財・埋蔵文化財等の専門的調査・研究を行い、特に重要な文化財については、町指定に向けて取り組みます。
- 開発等による文化財の滅失等を未然に防止するため、文化財の適切な保存と環境整備に努めます。また、伝統民俗芸能等の無形文化財については、保存団体を支援し、その保存と伝承に努めます。

5 歴史民俗資料館の運営

- 町の歴史文化の拠点施設である歴史民俗資料館の在り方について、検討を深めます。

実感指標	現状値（令和３年度）	目標値（令和８年度）
自分のまちとしての愛着を感じる町民の割合	61.7%	
客観指標	現状値（令和３年度）	目標値（令和８年度）
指定文化財と登録文化財の件数	16 件	19 件

6-2 共働のまちづくりの推進

現 状

まちづくりへの町民参画

- 価値観やライフスタイルの多様化に伴い、町民のニーズが多様化しています。多様化・複雑化した地域課題解決のためには、町民・地域等とともにまちづくりを進めることが不可欠です。

地域コミュニティの活性化

- 小学校区コミュニティ運営協議会や自治会等の地域コミュニティ組織において、地域課題の解決や活性化のための様々な取組を実施しています。しかし、地域コミュニティ組織においては、少子高齢化や加入世帯の減少、地域課題の多様化より、年々運営が難しくなっており、地域コミュニティ組織の運営をサポートできる体制づくりが求められています。
- ライフスタイルの多様化により、地域の関係性が希薄化し、地域活動への参加が減少しています。地域活動への参加意向については、「現在参加してないが今後は参加したい」と回答した人が 20.5%存在し、潜在的に地域活動に関心があるが活動できていない人へのアプローチが重要となっています。

町民活動団体、ボランティア、NPO 等の活動

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、町民活動やボランティア団体の活動が停滞しており、今後の活動への影響が懸念されています。

課 題

- 町民が行政に意見を伝えたり、積極的にまちづくりに参画したりすることのできる体制づくりが必要です。

- 地域コミュニティ組織の運営を継続的にサポートできる仕組みづくりが必要です。

- 町と地域が連携し、自治会や小学校区コミュニティ運営協議会の取組や意義を町民に周知するとともに、活動に参加しやすい環境づくりが必要です。

- 町民活動団体やボランティア団体等活動の自主的・自発的な活動促進のため、各団体の活動へのサポート体制の充実が必要です。

施策の方向性

1 まちづくりへの町民参画の推進

- 重要な計画の策定において、アンケート調査、ワークショップの実施、審議会委員等の一般公募等を行い町民の参画を推進します。
- 町民の知識と経験を活かし、地域課題の解決を図るため、町民活動団体と共働して、共働事業を実施する等、町民活動団体への支援を行います。

2 地域コミュニティ活動の支援

- 各小学校区コミュニティ運営協議会の課題や実情に応じ、地域活性化の取組を支援します。
- 地域コミュニティ活動への活動支援や相談等のサポートを実施するために、地域づくりコーディネーターを配置し、地域の実情に合わせた継続的な支援を実施します。
- 町と地域が連携し、「広報うみ」やホームページ、SNS※等で地域活動に関する情報発信を行います。
- 幅広い世代への地域コミュニティ活動への参加を促すために、SNS を活用した地域活動やオンライン会議の活用等、地域のデジタル化を支援します。

3 町民団体、ボランティア、NPO 等の活動の支援

- ボランティア・町民活動支援センター「ふみらぼ」を拠点として、ボランティア活動に関する情報発信や、ボランティアを始めたい方への相談受付、各団体の活動等へのアドバイス等、町民活動団体への活動支援を行います。

実感指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
地域コミュニティ活動やボランティア活動に参加したことがある、または参加したい町民の割合	38.9%	
客観指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
Wi-Fi※を設置している自治会公民館等の数	0 施設	30 施設
ボランティア・町民活動支援センター「ふみらぼ」の年間利用者数	773 人	3,300 人

6-3 人権の尊重と男女共同参画の推進

現 状

人権政策

- 「宇美町人権教育・啓発基本指針」に基づき、町民一人ひとりの人権が尊重され、偏見や差別のないまちづくりに取り組んでいます。令和3（2021）年度には「STOP！コロナ差別宇美町宣言」を行い、新たな人権問題にも取り組んでいました。しかし、差別・偏見は様々な形で残存しており、インターネット上の人権侵害等への対応も急務となっています。
- LGBT※等の多様な性のあり方等について、町民の理解を深めるため、啓発・教育の取組が必要です。
- 人権教育の推進を図るために、宇美町人権教育推進協議会をはじめとする関係機関・団体と連携し、人権問題啓発講演会の開催や街頭啓発等の啓発活動等を行っています。また、小・中学校の児童生徒に対しては、人権擁護委員と連携して人権の花運動や人権啓発座談会、人権教室を行っています。

男女共同参画※社会の実現

- 町民一人ひとりが固定的性別役割分担意識にとらわれず、個性や能力を発揮し、家庭や地域社会で活躍できるよう男女共同参画の啓発を行っています。アンコンシャスバイアス※が残っており、引き続き啓発と教育が必要です。
- 審議会等や自治会等の地域組織への女性参画比率は低い状況にあり、各種審議会委員の選出方法を改善するとともに、各種団体への男女共同参画の理解を図り、女性の登用を促進する必要があります。

課 題

- 多様化・複雑化している様々な人権課題の解決に向けた取組が必要です。
- 町民一人ひとりの人権意識を高めるため、学校や地域を含めた人権教育・啓発の継続的な取組が必要です。
- 男女共同参画についての啓発・教育を実施し、その意識を育むとともに、男女それぞれの多様な意見が様々な場面において反映できる環境づくりが必要です。

施策の方向性

1 人権政策の総合的推進

- 人権問題解決に向け、取り組むべき基本的方向性を定めるために、「宇美町人権教育・啓発基本指針」を現状に即した見直しを行い、指針に基づいた取組を強化します。
- LGBT 等性的少数派の方に対する理解を深めるとともに、パートナーシップ宣誓制度※の導入を検討します。

2 人権教育・啓発推進体制の充実

- 人権教育推進協議会をはじめとする関係機関・団体と連携し、人権問題啓発講演会等、人権が尊重される教育と周知啓発に取り組めます。

3 人権擁護委員との連携強化

- 充実した相談体制を継続できるよう、人権擁護委員との連携強化に努めます。また、児童生徒への人権教育の充実を図るため、人権擁護委員による人権の花運動や人権啓発座談会、人権教室の開催等の支援を行います。

4 男女共同参画に向けての意識づくり

- 男女共同参画計画に基づき、広報・啓発活動等を通じ、男女共同参画の視点に立った意識改革を推進します。

5 男女がお互いを認めあい、活躍できる環境づくり

- 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの確立、女性の活躍促進について、町民全体や家庭、事業所に対して啓発を推進します。
- 町の施策に多様な意見を反映させることができるよう政策決定の場である審議会等への女性の登用率の向上を図ります。また、地域活動の分野でも女性リーダーの育成ができるよう地域コミュニティにおける男女共同参画を推進します。

実感指標	現状値（令和３年度）	目標値（令和８年度）
人権が守られていると感じる町民の割合	—	
客観指標	現状値（令和３年度）	目標値（令和８年度）
審議会等の委員における女性登用率	28.1%	40.0%
地域における役職の女性比率	—	

6-4 持続可能な行財政運営

現 状

町の財政

- 「宇美町財政改革推進プラン（平成 29（2017）年度～令和 2（2020）年度）」による行財政改革を行い、財政調整基金※の取り崩しに依存しない財政運営を実現しましたが、依然、経常収支比率※は高く、政策に自由に使える財源は少ない状況です。
- 少子高齢化が進んでおり、年々医療費等の社会保障費が増加しています。
- 町税の現年度収納率の向上に取り組み、令和 3 年度には、過去最高の 98.98%となりましたが、糟屋地区内の他市町と比較すると決して高い数値とはいえ、最も高い町と 0.79 ポイント差があります。

公共施設

- 建築後 30 年以上経過した公共施設が多く、全施設の改修や建替え更新を短期的に行うと財政運営に支障をきたします。平成 30（2018）年度に宇美町公共施設再配置計画を策定しましたが、施設に関する法律の改正や社会情勢の変化等により一旦立ち止まっています。

デジタル技術の活用

- デジタル技術の活用により、社会の様々な課題について、効率化や利便性の向上が期待されています。特に、市町村においては、業務効率化や行政サービスの向上につなげていくことが求められています。

職員の人材育成

- 新たな社会問題への対応等、行政需要が増大する中、限られた人数で質の高いサービスが求められており、地域課題の解決のため、職員には、自ら課題を発見し、考え、実践する能力が求められています。

課 題

- 最少の経費で最大の効果を上げる効率的・弾力的な行財政運営が必要です。

- 安定的な行政サービスの継続のため、自主財源の確保、収納体制の強化が必要です。

- 公共施設の予防保全、維持管理の効率化が必要です。また、公共施設の統合・廃止・複合化の方向性を定める宇美町公共施設再配置計画の見直しが必要です。

- 役場のデジタル化を推進し、町民の利便性向上につながる行政サービスの改革が必要です。

- 複雑化、多様化する行政課題に対応できる職員の育成が必要です。

施策の方向性

1 自主財源の確保

- 企業誘致、起業支援、収納体制強化等により税収を確保します。
- 町民負担の公平性の維持、自主財源の確保、滞納繰越額の圧縮と収納率の向上を図るため、町が保有する債権を一元的に管理するための環境や組織体制を整備し、適正な債権管理に取り組みます。
- ファイナンシャルプランナーによる納付相談や、県及び糟屋中南部6町との連携協定の活用、納付の利便性向上等、納税に対する啓発活動や早期納付対策を強化します。
- 従来からのふるさと納税を充実させるとともに、企業版ふるさと納税等の新たな取組を活用します。

2 行財政改革のさらなる推進

- 計画（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・改善（Action）サイクルによるマネジメント（事務事業評価）を推進し、費用対効果や優先度の評価を行い、事業の廃止や再構築、新規事業の選定等、事業の選択と集中を行います。

3 公共施設の再編と計画的な改修の実施

- 人口動向やニーズの多様化、財政負担等を踏まえ、中長期的な財政見通しを持った施設の改修と再編を行うため、宇美町公共施設再配置計画の見直しを行い、計画方針に沿って事業を進めていきます。

4 スマート自治体の推進

- デジタル技術等を活用して、全庁的な業務の改革に取り組み、地域課題の解決につなげます。
- 行政手続きのオンライン化を図り、住民サービスの向上を図るとともに、情報格差を生まないような対策を実施します。
- AI※やRPA(ソフトウェアロボットによる作業の自動化)の活用により、行政事務の効率化を図ります。

5 人材育成の推進について

- 行政課題の複雑化・多様化に対応でき、誇りを持って職務を遂行する職員を育成するため、人材育成基本方針に基づき、職員の能力のより一層の向上を図ります。
- 職員自らの業務や能力開発に活かせるよう人事評価制度の活用を推進します。
- 職員が生き生きと働くことで力を最大限に発揮できるよう、働き方・休み方等を研究します。

実感指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
町民サービスや行政運営について満足している町民の割合	—	
客観指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
庁舎建設等基金の積立残高	9億円	12億円
経常収支比率	89.3%	92.0%
	95.7%（令和2年度参考値）	
町税現年度収納率	98.98%	99.20%

参考資料

SDGs17 のゴールと施策の関連図



基本目標 1 みんなで「子どもの育ち」を応援し 生涯にわたって「学び」を楽しむ『笑顔』をうみだすまち

1-1 子育て支援の充実			●	●						●							●	
1-2 学校教育の充実				●														●
1-3 生涯にわたる学びの推進				●														●
1-4 スポーツ・文化活動の推進			●															●
1-5 子どもの健全育成				●													●	●

基本目標 2 支えあい「いきいき」と暮らし続ける『元気』をうみだすまち

2-1 地域で支えあう福祉環境の充実			●							●	●							●
2-2 いつまでも健康でいきいきと暮らせるまちづくり			●															

基本目標 3 災害に強く誰もが「安全」に暮らせる『安心』をうみだすまち

3-1 災害に強いまちづくりの推進											●		●					●
3-2 防犯・交通安全対策の推進			●								●						●	

基本目標 4 豊かな自然環境と調和した『心地よい暮らし』をうみだすまち

4-1 安全で快適な道路環境の整備			●							●		●						
4-2 地域公共交通の充実											●							
4-3 環境にやさしいまちの実現							●				●	●				●		
4-4 自然環境の保全と生活環境の向上						●					●							
4-5 土地利用と公園の整備											●							
4-6 上・下水道の整備			●			●					●							

基本目標 5 地域の特性を活かした『活気ある産業と交流』をうみだすまち

5-1 地域経済の活性化								●	●									●
5-2 農業の振興		●									●							

基本目標 6 町民と行政がパートナーとなり共働で『まちの魅力』をうみだすまち

6-1 まちの魅力向上											●							
6-2 共働のまちづくりの推進																		●
6-3 人権の尊重と男女共同参画の推進				●	●			●		●							●	●
6-4 持続可能な行財政運営											●						●	

施策に関連する個別計画一覧

施策	関連する個別計画
基本目標1 みんなで「子どもの育ち」を応援し 生涯にわたって「学び」を楽しむ『笑顔』をうみだすまち	
1-1 子育て支援の充実	☐ 宇美町教育大綱 ☐ 宇美町教育振興基本計画 ☐ 宇美町子ども・子育て支援事業計画 ☐ 宇美町子ども読書活動推進計画
1-2 学校教育の充実	☐ 宇美町教育大綱 ☐ 宇美町教育振興基本計画 ☐ 宇美町立小中学校長寿命化計画
1-3 生涯にわたる学びの推進	☐ 宇美町教育大綱 ☐ 宇美町教育振興基本計画
1-4 スポーツ・文化活動の推進	☐ 宇美町教育大綱 ☐ 宇美町教育振興基本計画 ☐ 宇美町スポーツ推進計画
1-5 子どもの健全育成	☐ 宇美町教育大綱 ☐ 宇美町教育振興基本計画 ☐ 宇美町子ども読書活動推進計画
基本目標2 支えあい「いきいき」と暮らし続ける『元気』をうみだすまち	
2-1 地域で支えあう福祉環境の充実	☐ 宇美町総合福祉計画 ☐ 宇美町自殺対策計画 ☐ 宇美町子ども・子育て支援事業計画
2-2 いつまでも健康でいきいきと暮らせるまちづくり	☐ 宇美町子ども・子育て支援事業計画 ☐ 宇美町健康増進計画 ☐ 宇美町保健事業実施計画 ☐ 宇美町食育・地産地消推進計画
基本目標3 災害に強く誰もが「安全」に暮らせる『安心』をうみだすまち	
3-1 災害に強いまちづくりの推進	☐ 宇美町地域防災計画
3-2 防犯・交通安全対策の推進	☐ 宇美町交通安全計画

施策	関連する個別計画
基本目標 4 豊かな自然環境と調和した『心地よい暮らし』をうみだすまち	
4-1 安全で快適な道路環境の整備	☐ 宇美町都市計画マスタープラン ☐ 宇美町橋梁長寿命化修繕計画
4-2 地域公共交通の充実	☐ 宇美町地域公共交通計画
4-3 環境にやさしいまちの実現	☐ 宇美町地球温暖化対策実行計画（事務事業編、区域施策編） ☐ 宇美町一般廃棄物処理基本計画
4-4 自然環境の保全と生活環境の向上	☐ 宇美町森林整備計画 ☐ 宇美町空家等対策計画
4-5 土地利用と公園の整備	☐ 宇美町都市計画マスタープラン
4-6 上・下水道の整備	☐ 宇美町上水道事業経営戦略 ☐ 宇美町水道ビジョン ☐ 宇美町多々良川流域関連公共下水道事業計画 ☐ 社会資本総合整備計画 ☐ 宇美町下水道事業経営戦略
基本目標 5 地域の特性を活かした『活気ある産業と交流』をうみだすまち	
5-1 地域経済の活性化	☐ 宇美町都市計画マスタープラン
5-2 農業の振興	☐ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 ☐ 宇美町食育・地産地消推進計画
基本目標 6 町民と行政がパートナーとなり共働で『まちの魅力』をうみだすまち	
6-1 まちの魅力向上	☐ 宇美町総合戦略
6-2 共働のまちづくりの推進	☐ 宇美町地域コミュニティ推進計画
6-3 人権の尊重と男女共同参画の推進	☐ 宇美町教育大綱 ☐ 宇美町教育振興基本計画 ☐ 宇美町人権教育・啓発基本指針 ☐ 男女共同参画うみプラン
6-4 持続可能な行財政運営	☐ 大型事業年度別実施計画 ☐ 宇美町公共施設等総合管理計画 ☐ 宇美町公共施設再配置計画 ☐ 宇美町人材育成基本方針

用語の説明

	用語	意味
あ	青色パトロールカー	青色回転灯を装備した自主防犯のための自動車のこと。
	空き家バンク	町内にある空き家の物件情報を登録し、情報発信を行うことで、空き家の有効活用を通じて、生活環境の保全と定住促進による地域の活性化を図ることを目的とした制度。
	新しい生活様式	新型コロナウイルス感染症を想定した、(1)一人ひとりの基本的感染対策、(2)日常生活を営む上での基本的生活様式、(3)日常生活の各場面別の生活様式、(4)働き方の新しいスタイルの4つの実践のこと。
	アプリ	スマートフォン等で用いることのできる、特定の機能をもったソフトのこと。
	アンコンシャスバイアス	無意識による思い込みや、偏見のこと。
	いきいきサロン (ふれあいいきいきサロン)	地域住民が、住み慣れた場所・身近な場所に気軽に集まり、ふれあいを通して生きがいづくりや仲間作りを目的に行う住民主体の活動のこと。
	オンデマンドバス	既定の経路や時刻表がない予約型のバスのこと。
	オンライン	コンピューターがインターネットにつながっている状態のこと。
か	キャッシュレス決済	現金を使わず、クレジットカードや電子マネー等を用いて支払いを行うこと。
	経常収支比率	財政構造の弾力性を測る指標で、人件費、扶助費、公債費などの経常的な経費に充てる一般財源と、地方税、普通交付税、地方譲与税などの経常一般財源との比率。この比率が低いほど、財政構造が弾力性に富んでいることになる。
	子育てアプリ「うみにょん」	子育て中の父親・母親が活用できる町の子育て応援アプリ（アプリ：本用語集参照）のこと。子育てに関わる情報発信、予防接種スケジュールの自動作成、成長記録の作成、町内医療機関の検索等ができる。
	子育て世代包括支援センター	妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整する等して、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供する窓口の事。

	用語	意味
	こども療育センター「すくすく」	心身の発達に気がかりなところがある就学前の児童とその保護者を対象に、発達相談や療育訓練（個別療育・集団療育）を行う施設のこと。
さ	再生可能エネルギー	太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの。
	財政調整基金	災害復旧、その他財源の不足を生じたときの財源を積み立てる基金。
	シティセールス	自治体がまちの特色や魅力などを町の内外に宣伝し、発信することによって人や企業に関心を持ってもらい、知名度やイメージを上げていくこと。
	シティプロモーション	地方自治体が行う、地域としてのイメージ向上や地域ブランドの確立のための営業、広報、宣伝活動。
	上水道有収率	作った水の量と料金になった水の量の比率のこと。高いほど効率的な料金回収ができているとみなせる。
	スマートインターチェンジ	ETC 専用のインターチェンジのこと。ETC は Electronic Toll Collection System の略称であり、自動車等に搭載した車載器と料金所に設置したアンテナの間で無線通信を行い、決済を行うシステムのこと。
	ゼロカーボンアクション 30	国・地方脱炭素実現会議の「地域脱炭素ロードマップ」（令和 3 年 6 月）においてまとめられた、脱炭素社会の実現のためのアクションと暮らしのメリットに関するリストの事。
た	楽しい学校生活を送るためのアンケート（hyper Q-U）	児童生徒の心理的な側面を質問紙法を用いて調査し、その結果から児童生徒理解を深めるもの。
	男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、そのことによって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。
	デジタルアーカイブ	デジタル技術を用いて作成された保存記録のことで、文書・設計図・映像資料等多岐にわたる資料を記録・閲覧できるもの。
な	認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。

	用語	意味
は	働き方改革	「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「育児や介護との両立等、働く方のニーズの多様化」等の課題の解決のため、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすること。
	パートナーシップ宣誓制度	双方又は一方が性的少数者のカップルが人生を共にするパートナーであることを宣誓し、自治体が二人の関係性を証明する制度。これにより、公的サービスや民間サービスの手続きが円滑になったり、家族同様の対応をうけることができるようになったりするもの。
	ビックデータ	全体を把握することが困難なほど巨大なデータ群のこと。スマートフォンの位置情報やインターネットの検索情報など、大量で多様性に富み、即時性や更新頻度が高いデータのこと。
	福祉サポーター	居住地域の小学校区の会場で実施する介護予防教室において、高齢者への声掛けやレクリエーション等のお手伝いをする有償ボランティアのこと。
	ブックスタート事業	7か月健診時に絵本を手渡し読み聞かせを行う事業のこと。
	防災ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路等の防災関係施設の位置等を表示した地図のこと。
	防災ハンドブック	災害への日頃からの備えや、地震・風水害・火災対策に関する情報、町の指定避難場所等をまとめた冊子のこと。
ま	モータリゼーション	自動車社会と大衆に広く普及し、生活必需品化する現象。
や	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子どものこと。
A-Z	AI	人工知能（Artificial Intelligence）の略称。人間の思考と同じように動作する仕組みのことで、オンデマンドバスでは、予約状況に応じて配車や運行ルートを選択などに使われている。
	GIGA スクール構想	ICT 技術の社会への浸透に伴って、教育現場でも先端技術の効果的な活用が求められるようになり、児童・生徒各自がパソコンやタブレットといった ICT 端末を活用できるようにする取組。
	ICT	Information & Communications Technology の略称。情報通信技術のこと。

	用語	意味
	IoT	Internet of Things（モノのインターネット）の略称。今までインターネットにつながっていなかったモノがつながることで、離れたところにあるエアコンや照明を制御したり、離れたところの状況（温度、湿度など）を確認したりすることができる。
	LGBT	レズビアン（同性を好きになる女性）、ゲイ（同性を好きになる男性）、バイセクシュアル（両性を好きになる人）、トランスジェンダー（生物学的・身体的な性、出生時の戸籍上の性と性自認が一致しない人）の頭文字をとったもの。また、上記4つのあり方に限らない性的マイノリティの総称のこと。
	SNS	ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略称。登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。
	Wi-Fi	無線 LAN によるインターネット接続サービスのこと。
数字	4R 運動	リフューズ（Refuse：ごみの発生回避）、リデュース（Reduce：ごみの排出抑制）、リユース（Reuse：製品、部品の再利用）、リサイクル（Recycle：再資源化）の頭文字を取った運動のこと。